

日野市まちづくり条例の事前協議の回答案

1, 前段

- ・日野市環境基本条例を遵守し、環境の保全に努めること
- ・環境に関する情報について各種法規制を踏まえて、可能な限り早期の情報開示に努めること。
- ・環境の保全等に関する市民の申出を考慮のうえ計画を検討すること

2、気候変動対策

- ・建築工事着工前に電力使用量や再エネ使用率など定量的なデータを含む、脱炭素化に向けた方針について可能な限り早期に情報開示を行うこと
- ・施設稼働後も電力使用量、再エネ使用率、CO2 排出量など情報の開示に努めること

3、排熱

- ・空調室外機(空冷・水冷)の排熱温度に関する市民の不安解消に努めること
- ・「ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン(国交省)」を参照すること
- ・本計画に伴い市が要請した場合は適切な対応について検討すること

4、電力関連

- ・市民の停電リスクに関する不安について解消するよう努めること
- ・再生可能エネルギー由来の電力調達及び省エネに努めること

5、土壌汚染関連

- ・日野自動車(株)が所有していた井戸を使用する場合は、東京都環境確保条例に基づく工場又は指定作業場の設置届出の際に、井戸の内容も届出に記載すること。その際、対象井戸が以前に日野自動車(株)で使用されていた井戸であることを証明する書類並びに東京都に届け出た井戸の資料の控えを添えること
- ・また、東京都環境確保条例上の井戸の設置・変更届出の対象となる可能性があるため、必ず市と協議すること
- ・土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例第114条～117条に基づき、汚染の状況調査及び防止措置を徹底し、地下水や周辺環境を保全すること
- ・開発に際し盛り土を行う場合は、使用する用土に土壌汚染のないよう配慮すること
- ・有害物質取扱事業者が、工場または指定作業場を廃止、または工場または指定作業場の全部または主要な施設を除却する場合、東京都環境確保条例第 116 条の規定による届出を都に提出すること
- ・3000㎡以上の土地の改変を行う場合は、東京都環境確保条例第 117 条の規定による届出を東京都多摩環境事務所に提出すること
- ・コンクリート打設の際には、用水路等の公共水域への影響がないよう、使用機材の洗浄等によるコンクリート及び油の流出防止に対し十分留意すること

6、生活環境

- ・緑地整備において、樹種や生態系など既存の日野市らしい生物多様性に配慮した計画とする

こと

- ・開発前における周辺市民の交通環境に配慮し、影響を最大限低減すること
- ・建築基準法第 56 条の 2、建築基準法施行令第 135 条の 12 及び 13 等に基づく日影規制を遵守すること
- ・高さが 15 m を超える中高層の建築に伴って、電波に係る影響を事前および事後の調査を行い、本計画に起因してテレビ電波障害の影響が発生した場合は、電波障害対策を行なうこと
- ・騒音（低周波音等）、振動、ビル風などの影響に配慮すること
- ・本計画に起因して、法令で定める許容値を超える影響が発生した場合は、適切な対応をとること
- ・東京都環境確保条例第 123 条を遵守し、騒音・振動苦情等を引き起こさないよう工事を行うこと。また、工事の実施に伴い騒音・振動等の苦情が発生し、規制値を超えたことが確認された場合には速やかに市の指導に従うこと
- ・特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合には、騒音・振動規制法第 14 条第 1 項の規定により、当該特定建設作業の開始の 7 日前までに、実施の届出を市（環境政策課）に提出すること
- ・特定建設作業を行う際は、騒音規制法及び振動規制法に則り、基準値及び作業時間の基準を遵守すること
- ・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設（施行令別表第 1 参照）の設置を行う場合は、騒音規制法及び振動規制法第 6 条第 1 項の規定により、工事着工の 30 日前までに、特定施設の設置届出書を市（環境政策課）に提出すること
- ・騒音・振動規制法に基づく特定工場、東京都環境確保条例に基づく工場・指定作業場に該当するかは設備等の内容で決まるため、機器の内容が判明次第、法条例で定められている内容との照らし合わせを行い、各種基準の遵守、然るべき届出や対策を行うこと

7、その他

- ・建築物・工作物の解体・改造・補修を伴う建設工事を施工する場合は、大気汚染防止法第 18 条の 15 の規定により、アスベスト含有建材の有無を事前に調査すること。また、作業対象となる床面積の合計が 80 ㎡以上の建築物の解体又は請負代金の合計が 100 万円以上の建築物の改造・補修及び工作物の解体・改造・補修の際は事前調査結果を都道府県知事等に遅滞なく報告すること
- ・石綿含有吹付け材（レベル 1 建材）、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材（レベル 2 建材）を含む建築物・工作物の解体・改修工事を行なう場合、建築物以外の工作物と延べ床面積が 2,000 ㎡以上の建築物は東京都多摩環境事務所へ、2,000 ㎡未満の建築物は日野市環境政策課へ、当該作業開始の 14 日前までに必要な各種届出（特定粉じん排出等作業実施届出書、大気汚染防止法第 18 条の 7 大気汚染防止法様式第 3 の 5、石綿飛散防止方法等計画届出書、東京都環境確保条例第 124 条環境確保条例第 35 号様式）を行い、所定のアスベスト飛散防止対策を行うこと
- ・届出対象外のアスベスト含有建築物の解体等工事を施工する場合であっても、所定のアスベスト飛散防止対策を行うこと
- ・工事車両等に対して、アイドリングストップや土砂散乱防止の対策を周知するなど、自動車公害の発生を防止すること。
- ・20 台以上を収容する駐車場を設置する場合、東京都環境確保条例第 89 条の規定に基づき

「指定作業場」設置の届出を工事開始の 30 日前までに行うこと

- ・東京都環境確保条例第 54 条の規定に基づき、駐車場利用者に対して必要な事項を表示したものを掲示するなどして、アイドリングストップを行うよう周知すること。また、駐車場が民家に接するときは前向き駐車にするなど、自動車公害防止に努めること

- ・指定作業場の設置または変更を行う場合は、東京都環境確保条例第 89 条または第 90 条の規定により、工事開始の 30 日前までに、指定作業場の設置または変更の届出を市(環境政策課)に提出すること

- ・工場の設置または変更を行う場合には、東京都環境確保条例第 81 条または第 82 条の規定により、工事着工の 60 日前までに、工場設置の申請書を市(環境政策課)に提出すること

- ・公害が発生した旨の主張が近隣住民から挙げた際は、事実確認のための調査を行い、法令に基づき必要な対策を講じること

- ・日野市環境基本条例の基本理念を踏まえて、事業者の責務を遵守すること